

笠岡市小規模工事等契約希望者登録制度について

笠岡市が発注する小規模な建設工事や修繕について、市内業者の受注機会の拡大を図り、市内経済の活性化に貢献することを目的として、少額で内容が軽易な案件の受注・施工を希望する業者を登録する制度です。

1 小規模工事等の範囲

内容が軽易かつ履行の確保が容易で、1件の予定価格が **130万円未満の建設工事** 又は **100万円未満の修繕**

2 契約方法

原則として複数の業者での見積り合わせによる。

3 登録できる方

- ・ **笠岡市に主たる営業所（本社、本店）を有する法人又は住民登録がある個人事業者**
- ・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有していること。
（例：電気工事、管工事、消防施設工事）
※建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問わない。
- ・ 市税を滞納していないこと。
- ・ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ていない者、暴力団及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しないこと。
- ・ 笠岡市建設工事請負契約指名競争入札参加資格及び指名基準規程に基づく入札参加有資格者名簿に登録されていないこと。
※入札参加有資格者名簿（物品・役務）に登録されている者は登録可。

4 登録方法（提出書類）

- ・ 小規模工事等契約希望者登録申請書
 - ・ 市税の納税証明書
 - ・ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- ※受注した工事等は、自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請負はできません。必ず自ら施工できる範囲の業種で登録してください。

5 登録の有効期間

登録日～令和9年5月31日

登録後の指名や契約を約束するものではありません。